

佐賀県GAPチェックシート【野菜、果樹、茶等】

生産者記入欄		組織記入欄	
作物名		受理日	
生産者名		確認日	
住所		確認者名	
TEL			
記入日			



1 食品安全を主な目的とする取組									
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考	
ほ場環境の 確認と衛生 管理	1	重要	ほ場やその周辺環境(土壌や汚水等)、廃棄物、資材等から汚染されないように対策をとっている。	ほ場及び隣接地の過去及び現在の用途(農用地、廃棄物・資材置場など)を確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				廃棄物は衛生上支障がないように処理している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				農作物の製造・保管場所において、堆肥や原料ふんが散らからないよう清掃している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				大雨時、汚水の流れ込みを防ぎ、速やかに排水している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
農薬の使用	2	必須	無登録農薬及び無登録農薬の疑いのある資材は使っていない。(法令上の義務)	容器又は包装に登録を受けた表示のある農薬以外を使用していない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				農薬使用前に防除器具等の十分な点検、使用後に十分な洗浄を行っている。	農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄していることを確認している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					同一の防除器具を複数の作物に使用する場合は、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等農薬残留の可能性のある箇所に特に注意して、十分に洗浄している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
農薬の使用	3	重要	農薬の使用の都度、容器又は包装の表示内容を確認し、表示内容を守って農薬を使用している。(法令上の義務)	農薬の表示内容を守って農薬を使用している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
				①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意	①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
					①農薬を使用できる農作物、②使用量、③希釈倍数、④使用する時期(収穫前の使用禁止期間)、⑤使用できる回数(使用前に記録簿を確認する)、⑥有効期限、⑦使用上の注意	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考	
農薬の使用	5	必須	農薬散布時は周辺作物への被害を回避している。(法令上の義務)	農薬の飛散による影響が予想される場合は、状況に応じて飛散が少ない形状の農薬や散布方法に変更し、又は飛散を抑制するノズルを使用し、もしくは散布を取り止めている。					
				近隣に影響が少ない天候の日や時間帯での散布を心がけている。					
				周辺農作物の栽培者に対して、事前に農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等について連絡している。					
水の使用	6	重要	使用する水の水源(水道、井戸水、開放水路、ため池等)の確認と、水源の汚染が分かった場合には用途に見合った改善策の実施(特に、野菜の洗浄水など、収穫期近くや収穫後に可食部に直接かかる水に注意)を行っている。	かん水や薬剤散布など、栽培に使う水が、河川やため池等の地表水、地下水、水道水のいずれなのかを確認している。					
				地表水や地下水を使う場合、その水路やバルブ等が動物ふん等の汚物や、家畜ふん堆肥で汚れていないか、定期的に観察している。また、大雨や洪水の後にも、汚れていないか観察している。観察した結果、水路やバルブ等が汚れていたら、汚れているところを清掃するとともに、今後、汚物や家畜ふん堆肥が水に流れ込むのを防ぐよう努めている。汚れが残っている間は、収穫直前に、その水が野菜の可食部に直接かかるようなかん水を行わない。また、その水を、野菜の可食部にかかる薬剤の希釈に使っていない。					
				必要に応じて、適切な頻度で生産者自らが使う水を微生物的及び化学的汚染物質についての検査を依頼している。					
肥料・培養液の使用	7	重要	堆肥を施用する場合は、病原微生物による汚染を防止するため、数日間、高温で発酵した堆肥を使用している。	堆肥を施用する場合は、適切に堆肥化されたものを使用している。					
				家畜ふん堆肥を製造する場合は、70℃の発酵が数日間続くように努めている。					
	8	重要	養液栽培の場合は、培養液の汚染の防止に必要な対策をとっている。	養液栽培で使用する水の水源を確認し、水源の汚染が分かった場合は改善している。				養液栽培のみ	
				養液栽培で使用する水は頻繁に取り替えるか、または再利用される場合には微生物及び化学的汚染を最小化するために処理されている。				養液栽培のみ	
				水供給システムは、水の微生物汚染を防止するために適宜保守及び清掃をしている。				養液栽培のみ	

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考	
作業者等の 衛生管理	9	重要	作業者の衛生管理を徹底している。	ほ場や各施設の管理者は、作業者の健康管理に努めている。また、作業者に下痢、おう吐、発熱、黄疸などの症状があり、感染症にかかっていると疑われる場合は、野菜の可食部に直接ふれる作業をさせないようにしている。					
				作業を始める前や、家畜ふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた後など、必要なときに手を洗っている。					
				爪は短く清潔にし、手の傷は手袋等で覆っている。					
				清潔な作業着や手袋等を身につけ、不潔な物や場所に触れないようにしている。					
				覆いのない野菜の上で、咳やくしゃみなど、汚染の原因となり得る行動をしないよう努めている。訪問者にも、これらの事項を守ってもらっている。					
	10	重要	ほ場や施設から通える場所に手洗い設備やトイレ設備を確保し、衛生管理を実施している。	ほ場や各施設から通える場所(自宅を含む)に、必要なときに使える手洗い設備やトイレがある。					
				手洗い設備やトイレは、汚水がほ場や各施設、水路を汚さないようにしている。					
				手洗い設備やトイレは、定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに直すとともに、清潔に保っている。					
	機械・施設・ 容器等の衛生 管理及び収穫 以降の農産物の 管理	11	重要	トラクター等の農機具や収穫・調製・運搬・荒茶加工時に使用する器具類等は衛生的に保管、取扱、洗浄している。	農産物に接触する機器及び容器の素材は、毒性のないものである。				
					機器類は、農産物にダメージを与えることなく、その本来の用途のとおり機能している。				
農機具や収穫容器、ビニールシートやマルチフィルムなどの資材は、清潔な場所におく、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、汚染を防止している。									
農産物の可食部に直接ふれるハサミやナイフ等の農具は、使ったその日のうちに洗っている。									
繰り返し使われるコンテナ、収穫・運搬・荒茶加工に使用する器具類等は定期的な手入れと洗浄を行っている。									
(茶)収穫用の容器を収穫された茶葉以外のものを運ぶために使用していない。								茶	

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
機械・施設・ 容器等の衛 生管理及び 収穫以降の 農産物の管 理	12	重要	栽培施設は適切な内部構造を確保し、衛生管理を実施している。	鳥等が施設に入らないように、ビニールハウスやガラス温室等の施設を使う場合は、ネットの設置や、壊れた部分を修理している。				
				施設は、排水溝を設けるなどにより、大雨時に汚水がほ場や施設内に流れ込むのを防ぐとともに、速やかに排水するよう努めている。				
				使わない機材や野菜、果樹残さ等の廃棄物は、栽培中のほ場や施設、その周辺に放置していない。				
				犬や猫などのペットも、食中毒を起こす微生物を持っている可能性があるため、ほ場や施設に入れないようにしている。				
	13	重要	調製・出荷施設、荒茶加工施設及び貯蔵施設は適切な内部構造を確保し、衛生管理を実施している。	鳥等が施設に入らないように、施設や設備は定期的に点検し、壊れた部分や不備があれば速やかに修理している。				
				衛生的な作業が行える明るさの照明を設置している。				
				廃棄物は、それを処理するまでの間、ねずみや虫等を引き寄せない場所に保管している。				
				低温保管の施設を清潔に保つとともに、壁などに結露した水滴が野菜にふれないようにしている。				
				洗剤及び農薬等の有害物は、特に明確に区別し、安全な貯蔵設備に分離して保管または貯蔵している。				
				(茶)適切な排水設備が備わっている。				茶
				(茶)適切な廃棄物管理をしている。				茶
	(茶)定期的な清掃をしている。				茶			
	14	重要	安全で清潔な包装容器を使用している。	包装資材は清潔な場所に置く、箱に入れる、シートをかぶせるなどにより、清潔に保っている。				
				収穫容器は他の目的には使っていない。				
動物のふん等の汚物や家畜ふん堆肥にふれた時などは、洗ったのち、必要に応じて消毒している。								
包装資材の素材は毒性がなく、生鮮野菜の安全性に悪影響を与えないものを選択している。								
(野菜、果樹)洗浄には、水道水や、地域の保健福祉事務所等が飲用にできると認めた水を使っている。				野菜、果樹				

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
機械・施設・ 容器等の衛 生管理及び 収穫以降の 農産物の管 理	15	重要	貯蔵・輸送時は適切な温度管理を行っている。	①生産物以外のものと一緒に積んで輸送するときは、必要に応じて、生産物が他の荷物にふれないようにしている。				
				②輸送中の生産物は、品質が低下しないよう適切な温度に保っている。				
				運送会社にも、上記①②の事項を守ってもらっている。				
	16	重要	収穫・調製・選別・荒茶加工時の汚染や異物混入を防止する対策を実施している。	収穫された生産物の汚染の可能性を防ぐため、食用として適さない物を分別している。				
				生産物の傷んだ部分や土を、清潔な器具等で取り除くよう努めている。				
				覆いのない野菜、果樹の上で、咳やくしゃみ、喫煙や飲食など、生産物の汚染や異物混入の原因となる行動をしていない。				
				(茶) 荒茶加工に当たっては、金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の異物混入防止措置をとっている。				茶
				(茶) 必要に応じて適切な温度及び湿度の管理をしている。				茶
	17	重要	荒茶加工施設では、衛生的な水の使用を行っている。	(茶) 食品製造に使う水は、飲用適の水を使用している。				茶
	りんごにおけるかび毒汚染の低減対策	18	重要	りんごでは、かび毒(パツリン)汚染の低減を図っている。	(果樹) 丁寧な収穫・出荷、選果段階における腐敗果の選別等の徹底を実施している。			

2 環境保全を主な目的とする取組

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
農薬による環境負荷の低減対策	19	重要	農薬の使用残が発生しないように必要な量だけを秤量して散布液を調製している。	農薬の散布液が余ることがないよう、必要な量だけを秤量して散布液を調製している。				
	20	重要	病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに取り組んでいる。	病害虫の発生源となる植物を除去している。				
				病害虫に抵抗性がある品種を導入している。				
	21	重要	発生予察情報の利用などにより病害虫の発生状況を把握した上で防除に取り組んでいる。	発生予察情報の入手、又は病害虫発生状況の観察により、病害虫の発生状況を把握した上で防除を行っている。				
	22	重要	農薬と他の防除手段を組み合わせた防除に取り組んでいる。	必要に応じて農薬や他の防除手段を適切に組み合わせるなどの効果的・効率的な防除を行っている。 (例:生物農薬、性フェロモン剤等の使用、対抗植物の導入、除草用機械の利用、べたがけ栽培・雨よけ栽培などの被覆技術の導入)				
	23	重要	農薬散布時に周辺住民等への被害を回避している。	農薬の飛散による影響が予想される場合は、状況に応じて飛散が少ない形状の農薬や散布方法に変更し、又は飛散を抑制するノズルを使用し、もしくは散布を取り止めている。				
				近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選んで散布を心がけている。				
24	重要	被覆を要する農薬(土壌くん蒸剤等)を使用する場合は、揮散を防止する対策を行っている。	土壌くん蒸剤等の被覆を要する農薬を使用する場合は、表示された使用上の注意事項に従うとともに、揮散して周辺に影響を与えないよう風向きなどに十分注意し、被覆を完全に行うなどの措置をとっている。					
肥料による環境負荷の低減対策	25	重要	土壌診断の結果を踏まえた肥料の適正な施用や、県の施肥基準やJAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥に取り組んでいる。	土壌診断結果を踏まえた減肥、又は県の施肥基準、JAの栽培暦等で示している施肥量、施肥方法等に則した施肥を行っている。				
	26	重要	堆肥を施用する場合は、外来雑草種子等の殺滅のため、適切に堆肥化されたものを使用している。	堆肥を施用する場合は、適切に堆肥化されたものを使用している。				

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
土壌の管理	27	重要	堆肥等の有機物の施用等による適切な土壌管理に取り組んでいる。	標準的な堆肥施用基準に則した堆肥の施用、又は稲わら等のすき込み、もしくは緑肥の栽培を行っている。				
	28	重要	土壌の侵食を軽減する対策をとっている。	降雨や強風によって土壌が侵食を受け作土層が失われていくおそれがある場合は、土壌の流亡等を防止するための対策(例:ほ場境界・法面等にマルチの設置、草木(景観作物、被覆作物含む)等を用いた植生帯等の設置)をとっている。				
廃棄物の適正な処理・利用	29	必須	廃棄物は適正に処理している。(法令上の義務)	廃棄物(例:廃プラスチック、空容器、空袋)は適切に保管し、処理している。				
				自身で廃棄物を処理できない場合は、資格のある産業廃棄物処理業者に処理を委託している。				
				農業生産活動に伴う廃棄物は、認められる場合を除き、不適切に焼却していない。				
				住居が集合している地域において、悪臭が生じるものを焼却していない(ゴム、皮革、合成樹脂等)。				
	30	重要	作物残さ等の有機物のリサイクルに取り組んでいる。	作物残さ等は、堆肥の原料、土づくり資材、家畜の飼料、畜舎の敷料等に利用している、又は、ほ場に残すと病害虫がまん延する場合などを除き、土づくりに利用している。				
エネルギーの節減対策	31	重要		機械・器具の適切な点検整備と施設の破損箇所の補修をしている。				
				適切な温度管理を実施している。				
特定外来生物の適正利用	32	必須	セイウオオマルハナバチの飼養に関する環境省の許可を取得し、適切な飼養管理を行っている。(法令上の義務)	セイウオオマルハナバチを飼養する場合は、環境省の許可を取得している。				利用者のみ
				セイウオオマルハナバチを飼養する場合は、適切な環境で飼養管理をしている。				利用者のみ
生物多様性に配慮した鳥獣被害対策	33	重要	鳥獣を引き寄せない取組など、有害鳥獣による農業被害防止に取り組んでいる。	(野菜、果樹)食品残さの管理の徹底、放任果樹の除去等鳥獣を引き寄せない取組を実施している。				野菜、果樹
				鳥獣を捕獲する場合は、鳥獣保護法等の関係法令を遵守している。				

3 労働安全を主な目的とする取組								
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
危険作業等の把握	34	重要	危険な作業等を把握している。	作業者は、危険性の高い機械作業、作業環境、危険箇所を把握している。				
				把握された危険箇所は作業者同士で共有している。				
農作業従事者の制限	35	重要	機械作業、高所作業又は農薬散布作業など適切に実施しなければ危険を伴う作業の従事者等に対する制限を行っている。	酒気帯び、病人、無資格者等に対する作業を制限している。				
				高齢者には作業分担の配慮をする等の対策を実施している。				
				1日あたりの作業時間の設定、休憩の取得等を実践している。				
服装及び保護具の着用等	36	重要	安全に作業を行うための服装や保護具の着用、保管をしている。	安全に作業を行うため、農薬散布等危険作業を行う場合は、保護衣や防護具を着用し、適切に保管している。				
				保護衣や防護具は使用後に、適切に洗浄している。				
作業環境への対応	37	重要	農作業事故につながる恐れのある作業環境の改善等をしている。	暑熱、寒冷環境における定期的な休憩の実施等の対策をとっている。				
				農道における、曲角の隅切、路肩の草刈、軟弱地の補強等を実施している。				
機械等の導入・点検・整備・管理	38	重要	機械、装置、器具等の安全装備等の確認、使用前点検、使用後の整備及び適切な管理をしている。	機械購入時に型式検査合格証票の有無を確認している。				
				機械の使用前点検、使用後の整備、適切な管理、保管を実施している。				
機械等の利用	39	重要	機械、装置、器具等は適正に使用している。	機械、装置、器具等は、本来の目的以外に使用していない。				
				機械、装置、器具等について、取り扱い説明書等を熟読し、適正に使用している。				
農薬・燃料等の管理	40	必須	農薬、燃料等は適切に管理している。(法令上の義務を含む)	農薬は、冷涼・乾燥した場所で、関係者以外が立入らないように鍵のかかる場所に保管している。				
				毒劇物に指定されている農薬は、飛散・漏出を防止しており、容器・貯蔵場所への表示を行っている。				
				燃料は、火気がなく、関係者以外が立入らないように鍵のかかる場所に保管している。				
				燃料は、その種類ごとに適正な容器に入れている。				
事故後の備え	41	必須	事故に備え、農業生産の維持・継続に向けた保険に加入している。(法令上の義務を含む)	個人経営において常時5人以上、又は法人経営において1名以上の雇用者がいる場合は、労働者災害補償保険に加入している。				

4 農業生産工程管理の全般に係る取組								
区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準	はい	いいえ	該当 しない	備考
技術・ノウハウ(知的財産)の保護・活用	42	重要	農業者自らが開発した技術・ノウハウ(知的財産)は保護・活用している。	自らが開発した知的財産(特許、実用新案、意匠、商標、育成者権等)がある場合は、保護し、また適切に使用している。(例:開発した技術の特許・実用新案申請、育成した品種の品種登録、ブランド化した商品の商標登録)				
	43	必須	登録品種の種苗は適切に使用している。(法令上の義務)	登録品種の種苗を利用する場合は、権利者の許諾を得ている。 栄養繁殖植物のなかで自家増殖が禁止されている植物を増殖する場合は、権利者の利用許可を得ている。				
ボイラー使用時の登録・主任の設置	44	必須	ボイラーの設置・使用に必要な届け出をし、必要に応じ取扱作業主任者を設置している。(法令上の義務を含む)	(茶)以下の届け出を行っている。 ・ボイラーの場合 ①設置時の届け出、落成検査等の実施 ②必要な場合は取扱作業主任者の設置 ・小型ボイラーの場合 ①設置の報告				茶
情報の記録・保管	45	重要	ほ場の位置、面積、茶工場等に係る記録を作成し、保存している。	ほ場に係る情報(位置や面積等)は適切に記録し、保存している。				
				(茶)茶工場に係る情報(位置や平面図等)の記録は、適切に保存している。				茶
	46	重要	農薬及び肥料の使用に関する内容を記録し、保存している。	農薬の使用に当たっては、①使用日、②使用場所、③使用した農作物、④使用した農薬の種類又は名称、⑤農薬の使用量又は希釈倍率を記録し、適切に保存している。 肥料の使用に当たっては、①施用日、②施用場所、③施用した農作物、④施用した肥料の名称、⑤施用面積、⑥施用した量等の情報を記録し、適切に保存している。				
	47	重要	種子・苗、堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票等を保存し、資材の殺菌消毒、保守管理の記録の保存を行っている。	種子・苗・堆肥、土壌改良資材、肥料、農薬等の購入伝票を適切に保存している。				
				資材の殺菌消毒や保守管理について記録し、適切に保存している。				
48	必須	ボイラーの定期自主検査の記録を保存している。(法令上の義務)	(茶)ボイラーの定期自主検査の記録を3年間保存している。				茶	
49	必須	農産物の出荷に関する記録を作成・保存している。	農産物の品名、出荷先の名称及び所在地、出荷年月日、出荷量、微生物や残留農薬等の検査を実施した場合の記録を保存している。 なお、販売を委託している場合(農協等)は、委託者が記録を作成、保存していることを確認している。					

区分	番号	必須/ 重要	取組事項	管理・適合基準				
生産工程管理の実施	50	重要	<p>以下の手順による生産工程管理に取り組んでいる。</p> <p>①栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、上記の項目を基に点検項目等を策定</p> <p>②点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存</p> <p>③点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存</p> <p>④自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直し</p> <p>⑤自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検、第三者(取引先)による点検、又は第三者(審査・認証団体等)による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用</p>	栽培計画など農場を利用する計画を策定した上で、点検項目等を策定している。				
				点検項目等を確認して、農作業を行い、取組内容(複数の者で農作業を行う場合は作業者ごとの取組内容、取引先からの情報提供を含む)を記録し、保存している。				
				点検項目等と記録の内容を基に自己点検を行い、その結果を保存している。また、自己点検の結果、改善が必要な部分の把握、見直しを実施している。				
				自己点検に加え、産地の責任者等による内部点検や、第三者(取引先)による点検、又は第三者による点検のいずれかの客観的な点検の仕組み等を活用している。				
記録の保存期間	51	重要	<p>上記の項目に関する記録について、以下の期間保存している。</p> <p>①生産物の出荷に関する記録については1～3年間(保存期間は取扱う食品等の流通実態に応じて設定)</p> <p>②生産物の出荷に関する記録以外の記録については取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間</p>	生産物の出荷については、取り扱う食品の流通実態に応じた期間(概ね1～3年間)保存している。				
				出荷に関する記録以外の記録については、取引先等からの情報提供の求めに対応するために必要な期間保存している。				
				(茶)ボイラーの定期自主検査の記録は3年間保存している。				茶